

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年三重県条例第16号。以下「条例」という。）及び三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準施行規則（平成25年三重県規則第61号。以下「規則」という。）において規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準についての準用)

第2条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この要綱に定めるものを除き、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知。）の規定を準用する。

(施設の基準)

第3条 規則第4条第1項第2号に規定する食堂の面積は、内法での測定によるものとする。

(設備の基準)

第4条 規則第5条第3項第4号イに規定する廊下の幅は、手すりから測定することとする。

(非常災害対策)

第5条 条例第19条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震、津波等の災害に際して必要な設備をいうものとする。

同条第1項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている介護老人保健施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている介護老人保健施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(入退所)

第6条 条例第8条第4項及び第5項は、入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととされたものであることとする。医師、薬剤師、看護・介護職員、支

援相談員、介護支援専門員等による居宅における生活への復帰の可否の検討は、入所後早期に行うこととする。また、その検討は病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも3月ごとには行うものとする。

(ユニットにおける勤務体制の確保等)

第7条 規則第41条第2項は、条例第31条第1項の介護保健施設サービスの取扱方針を受けて、従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。これは、従業者が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものであり、直接処遇職員のローテーションは、基本的に当該ユニット内で固定されていることが望ましいものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。